

積算基準(工期設定)の改定に伴う雨休率(猛暑日の割増し)等の適用について

令和5年10月1日より適用される積算基準の制定に伴い、工期の設定において不稼働日数の天候等による作業不能日に猛暑日による割増し補正等の適用に関する考え方を定めましたのでお知らせします。

1. 「猛暑日の割増し」の適用

猛暑日の割増しについては、過去5年間の気象庁及び環境省のデータより東京地点の8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数(日数換算した日数)から設定し、加算するものとします。

2. 「その他作業不能日」の明確化

地域の実情により、何らかの理由(例:出水期、地域の祭りなど)により施工できない期間や規制による作業量の低下等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算するものとします。

3. 適用日

令和5年10月1日以降起工(決定日)案件から適用

※: 詳細は積算基準(共通編I)をご確認下さい。

<参考> 工期への反映のイメージ

工種	単位	数量	施工計画											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	...		
準備	式	1	■											
道路土工	m2	10,000		■	■	■	■	■						
排水構造物工	m	500							■	■	■			
舗装工	m2	5,000										■	■	
付帯施設工	式	1												
区画線工	式	1												■
後片付け	式	1												■

地域の実情に応じた制約を考慮

猛暑日を考慮